平成２２年（フ）第１７１号
岩手県花巻市太田第８地割１番地、前住所北海道室蘭市寿町１丁目20番15号
債務者　高橋　一輝
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　李　　桂香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９８９号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番33―109号
債務者　上坂　幾夫
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　与川　勇馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７４号
香川県観音寺市豊浜町箕浦甲2073番地
債務者　横内　繁俊
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢野　哲男
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１１１６号
大阪府貝塚市木積627番地５、前住所大阪府貝塚市水間146番地２
債務者　宮下スマ子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白﨑　識隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月12日午後２時
５　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１号
宮城県登米市豊里町久寿田102番地
債務者　高野みき子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第２号
宮城県登米市米山町中津山字平83番地
債務者　芳賀　俊子
１　決定年月日時　平成23年１月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　拓馬
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第５１１号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀197番地26
債務者　坂田　節子
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菊地　陽一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月８日午前11時50分
５　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第９号
さいたま市浦和区木崎４丁目20番６号　下木崎ハイツ303号
債務者　北城　　實
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柘植　大樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月11日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７７３号
埼玉県飯能市大字中藤下郷703番地６
債務者　市川　陽児
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７４号
埼玉県飯能市大字中藤下郷703番地６
債務者　市川実枝子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大久保賢一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成23年３月30日まで
さいたま地方裁判所川越支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０号
北海道北斗市七重浜２丁目20番１号
債務者　吉田　秋男
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２１４３号
名古屋市千種区鹿子殿４番３号　木屋広伸方
債務者　宮林キヌ子
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５１号
埼玉県川口市戸塚東１丁目８番５号　新井マンション407号
債務者　吉井　献二
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５４号
埼玉県新座市北野３丁目20番31号
債務者　内山　敏晴
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７９号
埼玉県北足立郡伊奈町内宿台３丁目21番地16号棟
債務者　渡邊　郁子
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９２号
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎708番地19
債務者　坂本　　翼（旧姓福田）
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２８５号
新潟県小千谷市片貝町2525番地１
債務者　小宮　　誠
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３６１２号
名古屋市千種区神田町33番５号　大西ビル302号
債務者　髙田　宣明
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部